

『Fiera』 soccer school

～会員規約～

第1条（名称）

本スクールは、『Fiera』 soccer school』（以下本スクール）と称する。

第2条（所在地）

本スクールは、京都府長岡京市奥海印寺南垣外16-1に主たる事務所を置く。

第3条（運営）

本スクールの運営は、「Futbol Loco」が行います。

第4条（目的）

本スクールはサッカーを通じて、人生とサッカーに共通する価値観を学び、サッカー選手としてはもちろんであるが、まずは1人の人間としての価値観を確立します。こういったなかで、本スクール・「Futbol loco」と関わる全ての人々の夢と幸福を実現させていきます。また、スポーツ文化の創造・復興を通じて、地域、社会の進歩発展に貢献していきます。

第5条（入会資格）

入会資格は、次の要件を備えていなければならない。

- （1）保護者、本人が本スクールの目的に賛同し、本規約に同意及び遵守し各クラスに定められた対象に該当する者。
- （2）スポーツを行うに適した健康状態であること。
- （3）本スクールが入会に適すると認めた者。

第6条（入会手続）

- （1）入会許可者で本スクールに入会を希望する者は、所定の入会申込書及び同意書に記入捺印し、提出するとともに、所定の方法で入会諸費用を収めることとする。
- （2）所定の手続きを終え、本スクールが入会を認めた者（以下スクール生という）は入会手続きが完了となり、会員となります。

第7条（会費等）

本スクールに入会する者は、別に定めるところにより所定の会費等を納入するものとする。また、一旦納入した諸費用は理由の如何を問わず返還しない。

第8条（会費の滞納）

スクール生が、会費の納入を怠ったときは、本スクールは指導を停止し、または当該スクール生を退会させることができる。

第9条（休会）

- (1) 本スクールの休会（引き続き1ヶ月以上2ヶ月以下休む場合をいう）を希望するスクール生は、前月15日までに届け出を提出しなければならない。
- (2) 休会の期間は2ヶ月以内とし、休会の期間が経過したときは自動的に復会するものとする。ただし、怪我などの理由で本スクールが休会の必要性を認めた場合はこの限りではない。
- (3) 休会期間中の会費等の納入については別に定めるところによる。

第10条（退会）

- (1) 退会を希望するスクール生は、退会希望月の前月15日までに所定の届出用紙に必要事項を明記し、届け出なければならない。
- (2) 退会后、再入会する場合は、再度、入会手続きを行わなければならない。

第11条（除名）

本規約に違反する、本スクールの名誉を損なう等、本スクール生としてふさわしくないと認めた者に対し、本スクールは退会させることができる。

第12条（スクール生の変更事項）

スクール生は、住所、連絡先等、入会手続きの際の記載事項に変更があった場合には、所定の方法により速やかにその旨、届け出なければならない。

第13条（保険）

入会者は入会と同時に、本スクールが指定するスポーツ安全保険に全員加入する。加入の手続きは本スクールが行う。

第14条（責任事項）

- (1) スクール生は、本スクールが行う活動においては、当該施設利用に関する諸規定及び施設管理者並びにスタッフの指示に従い、自己の責任において行動するものとし、これに違背して盗難、傷害その他事故が起こっても、当該施設、本スクール及びスタッフに対し、一切の損害賠償を請求しないものとする。
- (2) 天災などの不可抗力の事由により生じた事故については、当スクールは責任を負いません。会員が本スクール施設の利用中、事故の責任に帰すべき理由により本スクールまたは第三者に損害を与えた場合は、その賠償の責任を負って頂きます。

第15条（休校・閉鎖）

天災地変、社会情勢の変化、その他通常のスクール運営を継続することが困難となる事由が生じた時は、本スクールを休校、もしくは閉鎖することがある。

第16条（個人情報の取り扱い）

本スクールは、法令を遵守し、別に定めるプライバシーポリシーに基づき厳正に取り扱う。

入会申込書に記入いただいた個人情報については、当サッカークラブ運営に関わる目的以外には使用いたしません。

第17条（写真・映像の使用）

『Fiera』 soccer school 公式 HP 及び各広報媒体（Facebook 等）にてスクール生の活動の様子を映像・写真等、記載することがあります。

第18条（利用規定）

本規約は定めのない事項および業務遂行上必要な事項は、利用規定等による他、必要に応じ本スクールが定めるものとする。

第19条（諸規則の順守）

会員は本規約および本スクールが別に定める諸規則を遵守しなければなりません。

第20条（附則）

本スクールは、必要に応じ随時、本規約を改訂することができるとともに、本規約に関する事項については細則を定めることができる。

第21条（発効）

この規約は、2016年10月1日より発行する。